

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（716））

2. 日時：平成30年2月28日 10時00分～10時35分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

川崎安全管理調査官、宮本管理官補佐、義崎管理官補佐、秋本安全審査官、  
角谷安全審査官、津金審査官、照井安全審査官、正岡安全審査官、  
宇田川原子力規制専門職

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 （他4名）

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 設備技術グループマネージャ（他2名）

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の技術基準規則等への適合性のうち、可搬設備の扱いについて説明があり、原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 緊急時対策所の加圧設備など設備全体としては常設設備であるが、その一部に可搬設備（空気ポンプなど）を有する設備については、その区分の境界を明確にするとともに、それぞれの区分に要求される技術基準規則等への適合性を整理して提示すること。
- また、上記設備の構造健全性について、可搬設備が常設設備に悪影響を及ぼさないことを整理して提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 可搬設備の扱いについて